

広島市立広島特別支援学校医療的ケア実施要項

1 目的

学校における医療的ケアは、医療的ケアを必要とする児童生徒（以下、医療的ケア児という）の安全を確保し、健康の保持増進を図るとともに、一人一人の教育的ニーズに応じていくことを目的とする。

2 学校における医療的ケア

- (1) 学校における医療的ケアとは、児童生徒が日常生活で必要としている、喀痰吸引や経管栄養等の医療行為のことである。
- (2) 医療的ケアの手続きは、保護者の依頼をふまえて、学校が主治医、学校医、看護師と連携協議し、実施可能と判断し承諾する。これを書面で行う。
- (3) 医療的ケアは看護師が実施する。看護師は、主治医の指示書に基づいて医療的ケアを実施する（スクールバス内での医療的ケアは実施できない）。
- (4) 医療的ケア児の健康の保持及び体力の向上を図るためには、適切な活動と休息による生活リズム形成や姿勢・運動の指導による良好な呼吸状態の維持等の自立活動の実践と、日々の状態に応じた必要最低限の医療的ケアの実施が重要な課題となる。そのために、教諭等と看護師は医療的ケア児の疾患や障害に係る情報を共有し、アセスメントを行う。
- (5) 保護者は、医療的ケア児の健康と安全の確保について、学校が主治医や学校医等の指導助言を受けたり、相談したりすることに協力する。
- (6) 学校と保護者は、日頃から医療的ケア児の体調について情報交換を図り、医療的ケア児の体調が安定していない時は、休養や受診を行う等、体調を安定させることに留意し、無理な登校は控えるようにする。
- (7) 保護者は、医療的ケアの種類や医療的ケア児の状態によっては看護師の研修が必要になる場合があることを理解し、学校は、医療的ケア実施体制が整ったことを確認したうえで当医療的ケアの実施を承諾する。

※ 平成31年3月20日付 文部科学省初等中等教育局長通知「学校における医療的ケアの今後の対応について」に拠る。

3 医療的ケア実施体制

(1) 校内委員会等

ア 医療的ケア担当者全体会

全体計画の確認と振り返りを行う。年二回実施する（4月、2月）。

構成は、管理職、学校医、市教委、医療的ケア指導教員、医療的ケア係、看護師、医療的ケア児担任。

イ 医療的ケア検討委員会

医療的ケアに係る諸課題の検討、整理を行う（8月、1月、その他緊急時）。

構成は、管理職、学校医、医療的ケア指導教員、医療的ケア係、看護師、関係職員。

ウ ヒヤリハット検討会

ヒヤリハット事例の共有、報告を行う（月一回程度）。

構成は、管理職、医療的ケア指導教員、医療的ケア係、看護師、関係職員。

エ 指示書検討会

医療的ケア指示書関係書類に係る検討を行う（随時）。

構成は、管理職、医療的ケア指導教員、関係職員。

(2) 校長等管理職

校長は医療的ケア実施に係る全体状況を把握し、最終的な責任をもって医療的ケア実施体制を整備する。

(3) 医療的ケア係

- ・ 医療的ケア検討委員会に関する業務
- ・ 医療的ケア児の健康状態と医療的ケア実施状況の把握
- ・ 医療的ケア児に係る研修会の計画実施
- ・ 医療的ケア児の自立活動に関する業務
- ・ 医療的ケア室との連絡調整

(4) 医療的ケア指導教員

- ・ 医療的ケア児に係る保健指導、支援
- ・ 医療的ケア児のアセスメント
- ・ 医療的ケア児の健康状態の把握
- ・ 医療的ケア実施に係る環境整備
- ・ 主治医、学校医等医療関係者との連携
- ・ 校外における医療的ケアの実施に係る指導、助言
- ・ 指示書の管理
- ・ 指示書に基づく個別の実施マニュアルの指導管理
- ・ ヒヤリハット・アクシデントの整理と予防策
- ・ 看護師の業務調整
- ・ 看護師の相談、指導、カンファレンスの開催
- ・ 看護師、教諭、保護者との連携支援、カンファレンスの開催

(5) 看護師

- ・ 医療的ケア児のアセスメント
- ・ 個別の実施マニュアル、緊急対応マニュアルの作成
- ・ 医療的ケアの実施
- ・ 医療的ケアの記録と管理報告
- ・ 医療機器、備品等の管理
- ・ 主治医、学校医との連携
- ・ 教諭、保護者との情報共有

(6) 教諭

- ・ 医療的ケア児のアセスメント

- ・ 自立活動の指導
- ・ 看護師との連携、協働
- ・ 主治医、学校医との連携、相談
- ・ 保護者との連携、相談

(7) 養護教諭

- ・ 医療的ケア児の健康状態の把握
- ・ 学校医との連絡、報告
- ・ 主治医、学校医、看護師等の関係者との連携

(8) 学校医

- ・ 個々の実施に当たっての指導、助言
- ・ 緊急時に係る指導、助言
- ・ 校外学習や泊を伴う行事への参加判断に当たっての指導、助言

(9) 保護者

- ・ 学校における医療的ケア実施体制の理解と医療的ケア児の健康状態の把握、学校への報告
- ・ 学校と主治医との連携体制の構築への協力
- ・ 学校との連携、協力
- ・ 緊急時の連絡手段の確保
- ・ 緊急時の対応

4 医療的ケア実施手続き

令和5年度広島市立幼稚園・学校医療的ケア指示書を用いる。

※別添、医療的ケア指示書様式

附 則

この要項は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、令和5年4月1日から施行する。